

12. 6. 28

167

13

F040	保期	3	20	水
	機期	(付 費)	(給 元)	水
	機種		善	

9690

昭和十二年四月十日 起案

起案者 松本

12. 5. 14

25. 13

12. 4. 20

13 受

(提案) 艦政本部長

上田 第五部長

小林

大臣 濟

次官 濟

書記官

副官

松本

松本

三三

松本

白川

松本

軍令部總長 関

經理局長 軍務局長

次長 馬田

通副

第三課長

局長 安永

松本

松本

松本

松本

松本

第一課長 山本

第二課長 山本

局長 山本

第一課長 山本

第二課長 山本

局長 山本

第一課長 山本

第二課長 山本

局長 山本

第四部長 山本

第三部長 山本

會計部長 山本

總務部長 山本

山本

山本

山本

山本

首席部員 山本

首席部員 山本

首席部員 山本

首席部員 山本

首席部員 山本

首席部員 山本

首席部員 山本

首席部員 山本

艦本接受 5.14

605

艦本五 12. 4. 19 發

艦政	航空	法務	建築	經理	陸務	教育	人事	官房	局部受
12. 5. 18									

主務局、部 取扱者捺印 案者捺印

十月五日

昭和十二年八月十五日迄ニ竣工スルヲ要スニ改メ
 時期ノ項ヲ昭和十二年八月十五日迄ニ竣工スルヲ要スニ改メ
 ラシ候

通達先 佐鎮 第三艦隊司令部
参謀長

昭和拾貳年六月拾八日發在

理由

現場調査ノ結果全室概算用係船体部ノ腐蝕状況甚ク
 強度上大部分取換ノ必要アリ

(富井納)

66

8690

下.40	保明 機明 機録	3	20	水
------	----------------	---	----	---

縦書

昭和十二年三月二日起案

起案者 捺印

昭和拾貳年四月貳日 發着有海

發付後起 案者捺印

(提案) 艦政本部長

第五部長

副官

大臣

次官

書記官

第四部長

第三部長

第十部長

第九部長

第八部長

第七部長

第六部長

第五部長

第四部長

第三部長

第二部長

第一部長

第十部長

第九部長

第八部長

第七部長

第六部長

第五部長

第四部長

軍令部總長

軍務局長

經理局長

次長 昭和五年

長

軍艦安室特

修理件

大

12.3.23

12.3.22

12.3.13

主務局部 取扱者捺印

木村

局部	受
官房	受
軍務	受
人事	受
教育	受
軍需	受
醫務	受
經理	受
建築	受
航空	受
艦政	受

經理局 2.3.26

12.3.1

坂田等附

其の海軍工廠ヲシテ首題ノ件左記ニ依リ施行
セシムベシ

記

一 工事要領

海軍艦政本部長ヲシテ直接其海軍工廠長ニ

通牒セシム

二 所要兵器

海軍艦政本部長ヲシテ直接其海軍軍需部

長ニ通牒セシム

三 時期

昭和十二年七月末日迄ニ竣工スルヲ要ス

四 費目

船舶整備費 船舶特定修理費 造船費(概)(船)

造兵費(電) 別送配付豫算内支弁ト
通達先 佐鎮長官 第三船隊司令官

昭和拾貳年四月貳日 發布済

予量

(終)

(概) 五〇,〇〇〇円

(概) 三三,〇〇〇円

(概) 三〇,〇〇〇円

起案部紙 (乙) (本出納)

母

資